

陳述書

2026 年 6 月 23 日

住所

署名 ショマン由美子

第1 私の経歴と生活の状況

1 はじめに

私は、[REDACTED]生まれで、現在60歳です。現在、ドイツ人の夫とともに、ドイツ連邦共和国ラインラント＝プファルツ州に居住しています。2003年、私は現在の夫と結婚したことを機にドイツに移り住みました。私のキャリアの歩みは、一貫して国際協力・人道支援の仕事とともにありました。大学卒業後、一般企業に4年間勤務したのち、青年海外協力隊としてバングラデシュで2年間活動しました。日本へ帰国後も国際協力に貢献したいという思いからNGOに就職して7年間勤務し、主にアジア諸国の開発支援プロジェクトおよび緊急援助を担当し、自主事業の調整管理、政府資金を得るための提案書の作成、報告書の作成、現地に赴いてのモニタリングなどに従事しました。結婚後は、居住地が数回変わったこともあり職務にブランクはありますが、機会あるたびに職員として、またボランティアとして国際協力の分野に関わり続けてきました。現在は、国際協力の仕事からは退き、ドイツで介護施設の職員として働いています。

2 これまでの経歴

結婚から3年経った2006年、私は夫とともに、ドイツからアメリカ合衆国へ移りました。これは当時、夫が勤めていた国際NGO [REDACTED] [REDACTED]の国際本部（[REDACTED]）への異動に伴うものでした。私もほどなく現地採用され、再び[REDACTED]の職員として勤務することになりました。国際人事部のリクルーター・チームのコーディネーターとして、世界各地の現場で働く人材の採用業務を支える役割を4年間務めました。国際協力の現場での経験と、本部側から現場を支える立場の双方を経験する中で、社会の仕組みや人々の生活が、政治や制度によって大きく左右されることを実感してきました。

2010年12月、私たちはドイツに戻りました。その直後の2011

年3月、東日本大震災と福島原発事故が発生しました。原発事故による放射能被曝を懸念するドイツ人の夫や周囲からは心配の声もありましたが、私は震災発生から10日後に日本に向かい、約3か月間、[REDACTED]の緊急援助チームの一員として、東北地方で緊急援助活動に従事しました。海外に暮らしていた私にとって、東日本大震災は、日本が自分の母国であり、かけがえのない「ふるさと」であることをこれまで以上に強く意識する出来事でした。日本へ向かう機内で被害状況を報じる新聞を読みながら、「ふるさと日本はどうなってしまうのだろう」と思い、涙が止まらなかったことを今でも鮮明に覚えています。

その後、2016年から2020年5月まで、[REDACTED]のカンボジア事務所長として、カンボジアに赴任しました。その間の2018年、私はカンボジアの国政選挙の選挙監視団に参加しました。私は、街中や地方の投票所を見て回りました。投票所には多くの人が集まり、自投票のために列を作っていました。地方では、小学校の校舎で、夜暗中、一票一票を読み上げボードに記録していくような開票の様子も目にしました。その光景は、私の中に深く焼き付いています。投票できることは、決して当たり前ではありません。世界には、投票する権利、民主的な政治参加を求めて命を落とす人々もいます。そのような現実を見聞きしてきたことで、私は、自分に与えられた一票を無駄にしてはいけないという思いを強く持つようになりました。

2020年にドイツに戻った後は1年程ケルンに住み、2021年10月、今住んでいるドイツ西部の人口150人ほどの小さな村に移り住みました。現在は、隣町の介護施設でパートタイムの職員として働き、入居者への食事の配膳や洗濯物の運搬、入居者のニーズへの対応などのサービス分野を担当しています。体力を要する仕事ですが、日本で離れて暮らす自分の高齢の両親のことを思い入居者の方々を自分の親のように思いながら働いています。

3 ドイツでは選挙権がないこと

私はドイツの市民権を取得しておらず、ドイツの国政選挙や地方選挙で投票することはできません。私の周りには、子育てをドイツでするため選挙権を得たいという理由からドイツ国籍を取得した日本人の知人もいますが、私は日本国籍を保持しています。日本から離れて暮らしていても、私は日本とのつながりを強く持ち続けています。日本にいる両親、親族、友人のこともありますし、日本の政治や社会のあり方は、私にとって今も大きな関心事です。海外に住んでいると、日本との距離が遠くなるように思われるかもしれませんが、私の場合はむしろ逆でした。日本を外から見るようになったことで、日本の政治や社会のあり方をより強く意識するようになりました。東日本大震災の経験もあり、日本は自分の母国であり、ふるさとであるという思いは、海外生活の中でますます強くなりました。私にとって、日本の選挙で投票することは、非常に大切な機会であり、政治参加できる唯一の手段です。

4 自宅と在外公館の位置関係

私の自宅から、在外公館投票を行うことができる在フランクフルト日本国総領事館までは、片道約200キロメートル離れています。自宅から最寄り駅までだけでも約30キロメートルあり、そこから電車を乗り継いでフランクフルトへ向かう必要があります。ドイツの鉄道は遅延が頻繁に発生しますが、仮に遅延がない場合でも、片道約4時間、往復で約8時間を要します。そのため、在外公館投票を行うには、早朝に自宅を出発し、夕方に帰宅するような、一日がかりの移動が必要になります。

第2 在外選挙人名簿への登録とこれまでの投票

私は、平成16年、茨城県■■■■の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の申請を行い、在外選挙人証の交付を受けました（甲B28：在外選挙人証）。

私は、海外に生活の本拠を移す前から、日本の政治や社会問題に関心を持っていました。日本にいた頃には、中国山西省の慰安婦の方々の謝罪・

賠償を求める裁判や、中国の戦争被害者の方々を支援する活動にボランティアとして関わったことがあります。また、前述のとおり、東日本大震災の経験やカンボジアでの選挙監視の経験を通じて、投票する権利が決して当たり前のものではないことを強く意識するようになりました。これまで、アメリカ滞在中にはロサンゼルス領事館で、ベルリン滞在中にはベルリンで、カンボジア滞在中にはプノンペンの日本大使館で在外投票を行ってきました。少なくともここ15年はほぼ欠かさず投票するようにしてきました。

2021年の衆議院議員総選挙の際は、当時住んでいたケルンから在デュッセルドルフの総領事館へ投票に向かいましたが、途中で強風のため電車が止まり、動かなくなりました。通常であれば1時間ほどで着くところを、5時間もかけてようやくたどり着き、投票して帰ってきました。ちょうど引っ越しの日と重なっていましたが、夫の後押しもあり、何としても投票したいという思いで投票に行きました。

このとき、私は初めて、在外投票には国内で投票する場合には考えられないほど大きな負担が伴うことを、自らの経験として実感しました。さらに、その選挙では、新型コロナウイルス感染症の影響による国際郵便の遅延などにより、多くの在外邦人が投票したくても投票できない状況に置かれていることも知りました。私は、このような状況を放置すべきではないと考え、他の在外邦人の方々とともに、在外インターネット投票の導入を求める署名運動を立ち上げました。この署名運動では約2万6000人分の署名が集まり、2022年1月31日、当時の林芳正外務大臣に対して署名を手交するに至りました。

第3 本件選挙における投票の経緯

1 投票用紙等の請求（1月14日）

2026年1月上旬、衆議院の解散があるのではないかという報道がありました。私は、投票の機会を逃さないようすぐに投票用紙等を請求することにしました。そこで、同月14日、ドイツから茨城県■■■■選挙管理

委員会に対し、投票用紙等の請求書と在外選挙人証を、追跡記録のついた国際書留で発送しました（甲B33：投票用紙等請求書類の郵便追跡記録）。その後、なかなか投票用紙等が届かなかったため、日本にいる実家の母に選挙管理委員会へ電話で問い合わせてもらいました。そうしたところ、私が1月14日に送った書類は、1月26日に選挙管理委員会に到着し、同委員会からは1月28日に投票用紙等が発送されたと聞きました。1月26日に到着していたことは、追跡記録からも確認できます（甲B33）。

2 投票用紙等の到着（2月3日）、記入済み投票用紙の返送（2月5日）

選挙管理委員会から発送された投票用紙等は、2月3日に私のもとに届きました。その後、DHLなど費用はかかるもののより早く送ることができる方法も検討しましたが、配達予定日を調べたところ、投票日の翌日以降の到着となることが分かりました。そのため、この時点で、どのような方法で返送しても投開票日までに間に合わないと知りました。しかし、それでも私は投票を諦めることができませんでした。たとえ無効票として扱われることになったとしても、自分が投票しようとした意思だけは示したいと思ったからです。そこで、私は2月5日、投票用紙に記入した上で、普通郵便により選挙管理委員会宛てに返送しました。

3 投票日に間に合わなかったこと（2月12日到達）

その後、私は選挙管理委員会に問い合わせ、返送した投票用紙がいつ到着したのかを確認しました。その結果、私の投票用紙が到着したのは2月12日であることが分かりました。同委員会からは、「急な解散により投票日まで十分な日数を確保することが難しい状況であったため、大変申し訳ありません」との回答を受けるとともに、投開票日までに到着しなかった投票用紙は、無効票としても取り扱うことができない旨の説明を受けました（甲B31：選挙管理委員会からのメール）。こうして、私の一票は制度上全く存在しなかったものとして処理されました。

第4 在外公館投票を行うことができなかった事情

1 郵便等投票を選択した理由

前述のとおり、現在の居住地に移ってからは、在外公館に行くこと自体が一日がかりの大きな負担になりました。前回の参議院議員選挙では時間的余裕があったため、郵便等投票を利用して問題なく投票できました。その経験もあり、今回も郵便等投票であれば対応できると考えました。

2 在外公館までの距離・移動の負担

加えて、前述のとおり、私の自宅からフランクフルトの総領事館まで行くには、最寄りの■■■■■■■■■■駅から、片道約4時間、往復約8時間を要します。鉄道運賃だけでも往復約100ユーロ、日本円で約1万9000円かかります（甲B24、甲B34：電車料金シミュレーション）。ドイツの鉄道は、日本の鉄道のように時間どおりに運行されるとは限らず、遅延や運休が頻繁に発生します。また、私は長距離の車の運転には不安があるため、車での移動は臨めません。そのため、在外公館で投票をするには、早朝から出発して鉄道を乗り継ぎ、夕方に帰宅する一日がかりの行程となります。仮に鉄道が予定どおり運行されなければ、さらに長時間の移動を余儀なくされることも少なくありません。

3 体調面の事情

さらに、私は、2026年1月に、副鼻腔の感染症にかかり、発熱もありました。そのため、ドイツで働き始めて、初めて1週間の病欠を取りました。その後も症状がぶり返すことがあり、1月は体調が優れない状態が続いていました。そのような体調で、冬の寒い中、往復8時間をかけて在外公館まで行くことには、体力的に自信がありませんでした。無理をすれば在外公館に行けた可能性が全くないとは言いません。

以上に加え、本件選挙における在外公館投票の実施期間は、2026年1月28日から2月1日までのわずか5日間であり、その日程が公表されたのは投票開始のわずか4日前でした（甲B29：第51回衆議院議員総選挙及び第17回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について）。このような短い日程や公表時期では予定を調整するのも困難です。

このように、体調面、距離、時間、費用、交通事情を総合すると、郵便等投票を選択することが、私にとって自然な判断でした。

4 在外選挙人証が手元になかったこと

また、投票用紙等を請求する際に在外選挙人証の原本を同封していたため、投票用紙の到着を待っている間、在外選挙人証は手元になく、そもそも在外公館投票に切り替えることは制度上もできませんでした。

第5 投票できなかったことについての思い

私は、今回の総選挙でどうしても投票したいと思っていました。私の選挙区では、自民党の候補者と応援していた無所属の候補者が一騎打ちとなっており、非常に接戦でした。比例代表でも応援している政党があり、絶対に投票したいという思いを持っていました。

一票は、数として見れば「たかが一票」かもしれませんが、しかし、その一票の積み重ねが選挙結果を決めます。私は選挙情勢を毎日のように追い、自分の一票を投じることを強く望んでいました。それだけに、今回投票できなかったことは、意気込みを挫かれたようで本当に悔しく、残念でなりませんでした。民主的な選挙で投票できるようにするために血を流している国があり、自分の権利を握りしめて投票所に向かう人々の姿を、私はこの目で見てきました。だからこそ、自分の一票を、制度の不備によって無駄にされてしまったことが、悔しくてなりません。

ベルリンにいた頃、「在外投票に行こう」と呼びかけるY o u T u b e 配信をしていたことがあります。在外選挙人登録をしている人は少なく、在外有権者の投票率も非常に低いからこそ、周囲の在外邦人に対し、「与えられた権利を大切にしよう」と呼びかけてきました。それだけ一票の持つ重みを大切に考え、自らも投票を続けるとともに、その大切さを周囲にも伝えてきました。

この問題は、今回の急な解散によって突然生じたものではありません。政府は、在外投票制度に問題があることを以前から認識していたはずですが、インターネット投票を導入する議論が長年行われてきましたが、それが実

現しないまま、今回も、多くの在外有権者が投票できませんでした。

様々な事情から在外公館まで行くことができず、郵便に頼らざるを得ない人にとって、現在の制度はあまりにも脆弱です。今回の裁判を通じて、在外邦人の選挙権が適切に保障され、同じような思いをする人が二度と生じないよう、制度が改善されることを強く望みます。

以 上